

令和元年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和元年9月11日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和元年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和元年9月11日(水)

午前10時00分 開議

会 期 令和元年9月10日～9月20日(11日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第69号	令和元年度奥多摩一般会計補正予算(第2号)	原案可決
3	議案第70号	令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
4	議案第71号	令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
5	議案第72号	令和元年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
6	議案第73号	令和元年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
7	議案第74号	令和元年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
8	議案第75号	令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

(午後2時43分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 69 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）、日程第 3 議案第 70 号 令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 4 議案第 71 号 令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 5 議案第 72 号 令和元年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 6 議案第 73 号 令和元年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 7 議案第 74 号 令和元年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 8 議案第 75 号 令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 7 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 69 号から議案第 75 号までの令和元年度奥多摩町一般会計を始めとする 7 会計の補正予算について提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 69 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,522 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69 億 3,456 万 7,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるもの、第 2 条町債の補正でございますが、既定の町債の変更は、「第 2 表町債補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

地方交付税は、普通交付税の確定により 2 億 4,385 万 8,000 円を追加し、地方交付税の合計を 17 億 6,385 万 8,000 円に、分担金及び負担金のうち、負担金は、保育料保護者負担金の減に伴い、318 万 6,000 円を減額し、分担金及び負担金の合計を 1,221 万 5,000 円に、国庫支出金のうち、国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金等の増に伴い、

676万6,000円を追加し、国庫支出金の合計を1億8,482万2,000円に、都支出金のうち、都補助金は、老人福祉施設整備事業費及び観光施設整備事業費等の増に伴い、1,898万3,000円を追加、都委託金は191万8,000円を追加し、都支出金の合計を28億2,339万3,000円に、財産収入のうち、財産運用収入は14万1,000円の減額、財産売払収入は、町有地売払収入の増に伴い、419万2,000円を追加し、財産収入の合計を4,950万円に、繰入金のうち、特別会計繰入金は、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計合わせて577万7,000円を追加、基金繰入金は、地方交付税の増額交付に伴い、財政調整基金に1億7,800万円を戻し、公共施設整備基金に4,000万円を戻し、あわせて2億1,800万円を減額し、繰入金の合計を4億2,877万9,000円に、繰越金は、決算による額の確定に伴い、1億2,461万3,000円を追加し、繰越金の合計を1億5,461万3,000円に、諸収入のうち、受託事業収入は86万円を減額、雑入は70万円を追加し、諸収入の合計を4億2,617万5,000円に、町債は、臨時財政対策債の額の確定に伴い、939万7,000円を減額し、町債の合計を9,060万3,000円とするもので、今回の歳入補正額は1億7,522万3,000円を追加し、歳入の合計額を69億3,456万7,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は、47万7,000円を追加し、議会費の合計を9,520万3,000円に、総務費のうち、総務管理費は、地方交付税の増額交付に伴い、財政調整基金に6,300万円を積み立てるとともに、公有財産の購入費、電子計算開発費などの増に伴い、1億902万7,000円を追加、徴税費は11万5,000円を追加、戸籍住民基本台帳費は179万2,000円を減額、選挙費は301万4,000円を減額、統計調査費は26万3,000円を追加、監査委員費は7万2,000円を追加し、総務費の合計を8億5,899万円に、民生費のうち、社会福祉費は老人福祉施設整備事業費等の増に伴い、1,719万6,000円を追加、児童福祉費は、子ども・子育て支援システム改修委託費等の増に伴い、689万9,000円を追加、国民年金費は20万円を追加し、民生費の合計を14億3,473万4,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は、古里診療所の再開に向けた改修工事等の増に伴い、881万円を追加、清掃費は4,000円を追加し、衛生費の合計を5億4,266万2,000円に、農林水産業費のうち、農業費は、山葵田用モノレール設置事業費等の増に伴い、475万9,000円を追加、林業費は187万円を追加、水産業費は197万8,000円を追加し、農林水産業費の合計を9億8,209万円に、商工費のうち、商工費は33万6,000円を追加、観光費は、森林資源を活用した観光振興森林整備事業費等の増に伴い、1,869万9,000円を追加し、商工費の合計を4億8,706万9,000円に、土木費のうち、土木管理費は194万2,000円を追加、道路橋梁費は、町道の

維持補修工事等の増に伴い、2,200万円を追加、3ページに移りまして、河川費は100万円を追加、住宅費は、若者定住対策用地として公有財産購入費等の増に伴い、2,702万円を追加、下水道費は270万円を減額し、2ページに戻りまして、土木費の合計を13億3,650万6,000円に、恐れ入ります、3ページに戻りまして、消防費は170万7,000円を追加し、消防費の合計を3億1,927万2,000円に、教育費のうち、教育総務費は、職員の人事異動等に伴い、603万8,000円を追加、小学校費は9万円を追加、社会教育費は、文化会館空調設備改修工事費等の減に伴い、4,837万7,000円を減額、保健体育費は50万円を追加し、教育費の合計を6億4,630万9,000円に、公債費は61万円を減額し、公債費の合計を2億1,460万1,000円に、予備費は、予算調整により71万4,000円を追加し、予備費の合計を1,597万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の1億7,522万3,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の69億3,456万7,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。第2表町債補正でございますが、臨時財政対策債の額の確定によりまして、補正前を1億円、補正後9,060万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

次に、議案第70号 令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,972万3,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、他会計繰入金は39万6,000円を追加し、繰入金の合計を7,089万5,000円に、繰越金は額の確定により382万7,000円を追加し、繰越金の合計を382万8,000円とするもので、今回の歳入補正額は422万3,000円を追加し、歳入の合計額を7,972万3,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、利用管理費は、修繕費等の増に伴い、401万8,000円を追加し、総務費の合計を7,939万7,000円に、予備費は、予算調整により20万5,000円を追加し、予備費の合計を32万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の422

万 3,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 7,972 万 3,000 円とするもの
でございます。

以上で、議案第 70 号の説明を終わります。

次に、議案第 71 号 令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予
算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ
ぞれ 491 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,691 万
4,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、他会計繰入金は 126 万 5,000 円を追加し、繰入金の合計を 1 億 3,754 万
1,000 円に、繰越金は、額の確定により 364 万 9,000 円を追加し、繰越金の合計を 365 万
円とするもので、今回の歳入補正額は 491 万 4,000 円を追加し、歳入の合計額を 1 億
6,691 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、一般管理費は 28 万 3,000 円を減額、利用管理費は、修繕費等の増に伴
い、519 万 7,000 円を追加し、総務費の合計を 1 億 6,675 万 7,000 円とするもので、今回
の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 491 万 4,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合
計額と同額の 1 億 6,691 万 4,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 71 号の説明を終わります。

次に、議案第 72 号 令和元年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に
ついてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ
ぞれ 1,627 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1,027 万
5,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、他会計繰入金は額の確定に伴い、450 万円を減額し、繰入金の合計を
6,208 万 8,000 円に、繰越金は額の確定に伴い、2,077 万 5,000 円を追加し、繰越金の合

計を2,196万9,000円とするもので、今回の歳入補正額は1,627万5,000円を追加し、歳入の合計額を8億1,027万5,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

保健事業費のうち、特定健康診査等事業費は8万3,000円を追加し、保健事業費の合計を1,282万円に、基金積立金は額の確定に伴い、800万円を追加し、基金積立金の合計を801万円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は720万9,000円を追加し、諸支出金の合計を824万円に、予備費は、予算調整により98万3,000円を追加し、予備費の合計を195万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の1,627万5,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8億1,027万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

次に、議案第73号 令和元年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,153万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,853万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、後期高齢者医療保険料は20万2,000円を減額し、保険料の合計を7,000万3,000円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は6万円を追加し、繰入金の合計を1億2,719万3,000円に、繰越金は額の確定に伴い、954万1,000円を追加し、繰越金の合計を954万2,000円に、諸収入のうち、雑入は213万1,000円を追加し、諸収入の合計を1,154万6,000円とするもので、今回の歳入補正額は1,153万円を追加し、歳入の合計額を2億1,853万円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

広域連合納付金は、保険料等負担金の増に伴い、536万7,000円を追加し、広域連合納付金の合計を1億9,476万9,000円に、保健事業費は6万円を追加し、保健事業費の合計を711万7,000円に、諸支出金のうち、償還金及び還付加算金は129万9,000円を追加し、繰出金は232万4,000円を追加し、諸支出金の合計を463万4,000円に、予備費は、予算調整により248万円を追加し、予備費の合計を350万5,000円とするもので、今回の歳出

補正額は、歳入補正額と同額の1,153万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の2億1,853万円とするものでございます。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

次に、議案第74号 令和元年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,028万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,908万5,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、介護保険料は43万4,000円を追加し、保険料の合計を1億7,375万3,000円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は、介護給付費国庫負担金の増に伴い、284万9,000円を追加、国庫補助金は、介護給付費財政調整交付金等の増に伴い、201万円を追加し、国庫支出金の合計を2億1,640万3,000円に、支払基金交付金は、介護給付費交付金等の増に伴い、694万7,000円を追加し、支払基金交付金の合計を2億3,569万2,000円に、都支出金のうち、都負担金は、介護給付費都負担金等の増に伴い、381万1,000円を追加、都補助金は28万7,000円を追加し、都支出金の合計を1億4,426万円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は260万6,000円を追加、基金繰入金は533万7,000円を追加し、繰入金の合計を1億4,879万6,000円に、使用料及び手数料のうち、使用料は36万8,000円を追加し、使用料及び手数料の合計を451万8,000円に、繰越金は、額の確定に伴い、1,563万6,000円を追加し、繰越金の合計を1,564万円とするもので、今回の歳入補正額は4,028万5,000円を追加し、歳入の合計額を9億3,908万5,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は24万2,000円を減額し、総務費の合計を928万6,000円に、保険給付費のうち、介護サービス等諸費は、施設介護サービス給付費等の増に伴い、2,500万円を追加、介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス給付費等の減に伴い、450万円を減額、町特別給付費は50万円を追加し、保険給付費の合計を8億4,116万3,000円に、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業は、配食サービス事業費等の増に伴い、267万9,000円を追加し、地域支援事業費の合計を6,975万6,000

円に、基金積立金は438万6,000円を追加し、基金積立金の合計を438万8,000円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は901万3,000円を追加、繰入金は345万3,000円を追加し、諸支出金の合計を1,327万9,000円に、予備費は、予算調整により4,000円を減額し、予備費の合計を121万2,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の4,028万5,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の9億3,908万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第74号の説明を終わります。

次に、議案第75号 令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,770万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、一般会計繰入金は270万円を減額し、繰入金の合計を5億2,097万3,000円とするもので、今回の歳入補正額は270万円を減額し、歳入の合計額を5億9,770万円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、臨時職員の賃金等の減に伴い、103万5,000円を減額し、総務費の合計を1億7,540万円に、事業費のうち、下水道費は、人事異動等による職員の人件費等の減に伴い、170万3,000円を減額し、事業費の合計を5,347万6,000円に、予備費は予算調整により3万8,000円を追加し、予備費の合計を47万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入の補正額と同額の270万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の5億9,770万円とするものでございます。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

以上、議案第69号から議案第75号までの7会計について補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていた

だくようお願いします。

初めに、議案第 69 号について、各課長から順次、所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 69 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）の内容につきましてご説明いたします。

初めに、7 ページをお開きください。歳入でございます。

款 10 地方交付税 2 億 4,385 万 8,000 円の増は、普通交付税の増で、交付決定通知によるものであり、補正後の普通交付税交付額は 16 億 4,385 万 8,000 円となるものです。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款 12 分担金及び負担金です。項 01 負担金、目 01 民生費負担金、節 01 児童福祉費負担金、説明欄、保育料負担金 318 万 6,000 円の減額は、この 10 月からの幼児教育無償化に伴い、無償化になる保育料、保護者負担金などを減額するものです。

款 14 国庫支出金です。項 02 国庫補助金、目 02 民生費国庫補助金、節 02 児童福祉費補助金、説明欄の子ども・子育て支援交付金 2 万 7,000 円の増額は、児童福祉士の資格を取得する費用に対して、子ども守る地域ネットワーク機能強化事業補助金として、上限 8 万円に対して国から 3 分の 1 の補助金が交付されることとなったため、計上するものです。

保育無償化システム改修費国庫補助金 113 万 4,000 円の減額は、次の補助金名などが正式に決まったことにより、全額を減額し、改めて 10 月からの幼児教育無償化に伴うシステム改修に対する補助金と事業費などの子ども・子育て支援事業費補助金として 787 万 3,000 円を計上するもので、民生費国庫補助金全体で 676 万 6,000 円を増額するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次に、款 15 都支出金です。項 02 都補助金、目 01 総務費都補助金につきましては、補正額の増減はありませんが、説明欄記載の市町村総合交付金の内訳としまして、昨年度の総合交付金内容の見直しに伴い新設されました政策連携枠の細細節を新設し、財政事情割等分 10 億 9,800 万円から 677 万 1,000 円を振りかえるものです。なお、総合交付金予算計上総額 16 億円に変更はございません。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、目 02 民生費都補助金、節 01 社会福祉費補助金 944 万 1,000 円の増額は、琴清苑の移転・増改築工事に対し、区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業補助金が交付されることになり、令和元年度分としての 10% を計上するものです。節 02 児童福祉費補助金 2 万 7,000 円の増額は、先ほどの民生費国庫補助金同様、児童福祉士の資格を取得する費用に対しての東京都からの 3 分の 1 の補助金を計上するものです。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、8ページをお開きください。目 04 農林水産業費都補助金 126 万 8,000 円の増額は、節 01 農業費補助金で、説明欄記載の山村離島振興施設整備事業費補助金の増額によるもので、山葵田用モノレール設置事業の増額に伴い、計上するものです。事業の内容は、歳出予算でご説明をさせていただきます。

次に、目 05 商工費都補助金 824 万 7,000 円の増額は、節 01 観光費補助金で、説明欄記載の観光施設整備等事業補助金の増額は、在庫数の少なくなったグルメまっふの作成を行うため、24 万 7,000 円を増額するもので、次に記載の森林資源を活用した魅力創出事業補助金は、景観伐採及び景観植栽等の補助事業が採択されることから、補助率 10 分の 10 で計上するものです。事業の内容は、歳出予算でご説明をさせていただきます。

次に、項 03 都委託金、目 01 総務費委託金は 25 万 7,000 円の増額となります。内容は、節 03 統計調査費委託金で、説明欄記載の全国家計構造調査費に係る調査員・指導員の報酬、費用弁償及び調査票記入者報酬費の確定に伴い、都委託金を増額するものでございます。増額の詳細につきましては、歳出でご説明をさせていただきます。

次に、目 04 農林水産業費委託金 39 万 6,000 円の増額は、節 01 林業費委託金で、説明欄記載の都民の森管理運営委託金の増で、次の目 05 商工費委託金 126 万 5,000 円の増額は、節 01 観光費委託金で、説明欄記載の山のふるさと村管理運営委託金の増で、ともに都委託金の額の確定によるものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次に、款 16 財産収入です。項 01 財産運用収入、目 01 財産貸付収入 14 万 1,000 円の減は、節 02 貸家料で、説明欄記載の海沢体験農園管理者用宿舍を昨年度払い下げたことに伴いまして、個人所有となったため、貸家料 28 万 6,000 円を皆減するもので、次の氷川（大氷川）地内店舗 14 万 5,000 円につきましては、青梅信用金庫奥多摩支店の購入に伴いまして、新たに貸家料を計上するもので、詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

次の項 02 財産売払収入、目 01 不動産売払収入 419 万 2,000 円の増につきましては、節 01 土地売払収入で、説明欄記載の町有地売払収入ですが、これは小丹波竹ノ平分譲地及び棚沢西側山林の町有地を払い下げるものでございます。

○福祉保健課長（菊池 良君） 9ページをお開き願います。款 18 繰入金です。項 01 特別会計繰入金、目 01 介護保険特別会計繰入金 345 万 3,000 円の増額は、介護保険特別会計の確定に伴い、一般会計から介護会計に繰り出していた額について超過分を返還されるもので、合計を 345 万 5,000 円とするものです。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の 02 後期高齢者医療特別会計繰入金 232 万 4,000 円の

増額は、平成 30 年度決算確定に伴う未収金補てん分返還金及び療養給付費事務費負担金の一般会計負担分の過充当分を繰り入れるものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金、1 億 7,800 万円の減は、財源不足により、財政調整基金から取り崩しをしていたものを財源調整により、当該基金に戻し入れするものです。

次の目 03 公共施設整備基金繰入金 4,000 万円の減は、説明欄記載の奥多摩文化会館空調設備改修工事に係ります歳出予算の皆減により、同工事への充当分を戻し入れるもので、詳細につきましては歳出でご説明いたします。

次の款 19 繰越金は 1 億 2,461 万 3,000 円の増で、前年度繰越金が確定したことに伴う増です。なお、地方財政法第 7 条の規定により、繰越金の 2 分の 1 以上に相当する額を積み立てなければならないため、2 分の 1 相当額を歳出で計上しております。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款 20 諸収入、項 04 受託事業収入、目 01 森林再生事業受託収入 303 万 9,000 円の増額及び、次の目 02 水の浸透を高める枝打ち事業受託収入 389 万 9,000 円の減額は、ともに東京都との契約確定によるものでございます。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、10 ページをごらんください。項 05 雑入、目 08 次世代自動車振興センター補助金は、総額 70 万円を新たに計上するものです。内訳として、節 01 クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 40 万円は、昨年度購入した電気自動車補助金 20 万円と、新たに購入を予定する電気自動車補助金 20 万円を計上するものでございます。次の節 02 充電インフラ整備事業補助金 30 万円を計上するものですが、総合交付金政策連携枠のメニューである電気自動車の購入を活用して、電気自動車及び充電設備設置をするための条件となる補助金を計上するもので、いずれも補助金は定額で定められており、この補助金以外の補助金は総合交付金を活用するものでございます。なお、電気自動車の詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次は、款 21、町債です。目 01 臨時財政対策債 939 万 7,000 円の減は、臨時財政対策債の発行可能額決定により減額するもので、補正後の額が 9,060 万 3,000 円となるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時から再開といたし

ます。

午前 10 時 46 分休憩

午前 11 時 00 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳出の説明から行います。総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） それでは、補正予算書 11 ページからは歳出に入りますが、その前に、人件費につきまして総括的に説明をさせていただきます。恐れ入ります、補正予算書の 35 ページ、給与費明細書をごらんください。35 ページは、特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較の欄をごらんください。給与費の報酬は、その他 11 万円の増額は、全国家計構造調査の指導員、調査員の報酬の確定及び小口事業資金融資制度審議会の開催回数の増加に伴う委員報酬の増額と、期末手当の議員 43 万円の増額は、町議会議員選挙に伴い、期末手当の所要見込額を調整し、給与費は、合計で 54 万円の増額、その隣の共済費長等の 1 万 5,000 円の増額は、年間の所要額を見込み、合計では 55 万 5,000 円を増額するものです。

36 ページをごらんください。一般職でございます。

上から 3 行目、比較の欄でございますが、職員数の増減はございません。給与費の給料は 101 万 4,000 円の減額、職員手当は 72 万 6,000 円の増額で、それぞれ人事異動によるもの及び年間所要額を調整したもので、特に人事異動によるものでは、当初予算では 30 年度の在職職員で給与の積算をしておりましたが、これを現在の職員の給与費としたことで退職職員と新規採用職員との差額等が反映されたことにより、給与費の計は 28 万 8,000 円の減額となるものです。次の共済費は 199 万円の減額となります。給与費と同様の理由でございますが、差額分によるもので、一般職合計で 227 万 8,000 円の減額見込みとなるものです。

職員手当の内訳は、下段の表のとおりですが、所要見込額の調整となりますので、説明は省略させていただきます。

恐れ入ります、11 ページにお戻りください。初めに、款 01 議会費でございます。項 01 目 01 議会費は総額 47 万 7,000 円の増額で、内訳として 01 議会事務局費 4 万 7,000 円の増額と、次の 02 議会運営費 43 万円の増額で、両経費とも節 03 職員手当等の人件費の調整によるものです。

次に、款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費ですが、総額で

465万8,000円の増額となります。内訳として節02 給料から節04 共済費までの人件費の調整によるもので、説明欄記載の07 臨時職員社会保険料等250万円の増額は、予算調整により当初予算では見込み額を計上しておりましたが、社会保険料等確定に伴い増額するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目06 財産管理費2,953万9,000円の増は、内訳としまして、節12 細節01 通信運搬費等が10万円の増で、棚沢坂下地内町有地の払い下げに伴います登記関係の資料作成手数料を見込むものであり、12ページをお開きください。節13 委託料が184万9,000円の増で、旧古里中学校関連委託の3件合計43万円は、現在日本語学校として活用しておりますが、建物に係ります各種検査、調査の報告が必要となったため、新たに計上し、4項目めの寄付物件分筆測量委託141万9,000円は、境・水根の個人所有地の寄付を受けるに当たり、当該土地の測量を行う必要があるため、新たに計上するものです。

次の節17 公有財産購入費2,759万円の皆増は、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、青梅信用金庫奥多摩支店の建物及び敷地を購入するもので、金利等が低迷し、貸し付け等が少なくなる中、青梅信用金庫側から今後も継続的に町での営業を安定的に行っていくために経営の安定化を図る必要があり、その一環として当該物件の取得に関して町と協議を行いたい旨の打診があり、昨年からの協議を重ねました結果、町民や事業者の利便性や地域社会の維持という観点から町が取得しますが、引き続き、青梅信用金庫として営業していただくことで合意に達しました。なお、町取得後は、町有物件となりますので、歳入でもご説明しましたとおり、賃貸借契約を締結し、青梅信用金庫から貸家料をいただくこととなります。また、営業形態につきましては、11月5日から昼休み時間をとらせていただく予定とのことですけれども、それ以外は基本的にこれまでどおりの営業を行っていただく状況となっております。

次の目07 企画費、事業番号01 企画費50万円の増につきましては、新たな庁舎の建設に向けて必要となります基礎的な事項の調査・検討を行うため、当該業務に係る委託費を新たに計上するものです。

次の事業番号(02) 企画事業費50万6,000円の増は、節08 報償費が7万8,000円の増で、今年度第5期長期総合計画の前期5年が終わりますが、現在、まちづくり住民アンケートの回収を行っており、その後、次の節13の委託料にございます集計業務委託を行い、その結果等をもとに計画の進捗状況や内容について評価や検討等を行っていただく委員に対する報償費を計上するものでございます。

続きまして、節 13 委託料 42 万 8,000 円の増ですが、説明欄にございますフリーペーパー作成委託 30 万 8,000 円の増は、ご好評をいただいております「ブルーグリーンジャーナル」につきまして、発行部数及びページ数を増やすために増額し、次の住民アンケート集計業務委託 12 万円につきましては、先ほど節 08 報償費でご説明しました第 5 期長期総合計画の進捗状況等に関するアンケート調査の回答内容を集計するために必要な業務委託に係る予算を計上するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次の目 08 電子計算費は、総額で 472 万 3,000 円の増額でございます。内訳として、01 電子計算管理費の 79 万 9,000 円の増額は、節 11 需用費は消耗品で、住民情報系及び内部情報系プリンターとトナーの増額です。印刷製本費は、納付書の印刷の増額、修繕費は、パソコン機器の修繕を見込むもので、需用費全体では 64 万 3,000 円を増額し、13 ページをごらんください。節 12 役務費 15 万 6,000 円の増額は、住民情報系等の回線使用料の増額を見込み、次の 02 電子計算開発費 392 万 4,000 円の増額は、住民情報系端末設定委託、住民情報系ネットワーク設定委託、旧氏併用対応システム改修業務委託及び国民健康保険システム改修委託にかかわる電子計算機器及び周辺機器更新委託を追加するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 09 地域振興費、(03) 地域活動協力事業費 11 万 1,000 円の増は、地域おこし協力隊員の活動に伴うものですが、節 04 共済費 5 万 1,000 円の増は、隊員分の社会保険料町負担分の年間所要額を計上させていただくものであり、次の節 14 使用料及び賃借料の建物賃借料 36 万円の皆減につきましては、昨年度の採用時から隊員 3 名のうち 2 名が住んでおります家屋の賃借料を町が所有者にお支払いしてきましたが、ここで当該家屋の借り手側の契約者が町から隊員に変更したため減額となったもので、これに関連しまして、次の節 19 負担金・補助及び交付金で隊員が借り手となったため、隊員への家賃等補助に係る予算を新たに計上させていただくものです。なお、この理由につきましては、民泊制度を活用したゆるい移住を隊員が自ら行いたい意向があったため、変更させていただきました。これらの各経費につきましては、基本的に国の特別交付税が措置される見込みであります。

次の目 10 基金運用費、(01) 財政調整基金費 6,300 万円の増は、歳入の款 19 繰越金で説明しました地方財政法の規定に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 相当額を財政調整基金に積み立てるため計上するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次の目 11 車両費総額 509 万円の増額は、歳入でご説明いたしましたように、総合交付金政策枠連携メニューである電気自動車購入を活用して、充

電設備設置工事及び電気自動車1台を購入するものでございます。現在使用している庁用車エスティマ車両の老朽化に伴い、電気自動車プラグインハイブリットプリウスPHVを購入するものでございます。内訳として13ページから14ページをごらんください。節12 役務費24万円の増額は、車両管理にかかわる諸費用、自動車自賠責保険及び自動車損害共済保険の増額です。次の節15 工事請負費35万円は、電気自動車にかかわる電気自動車充電設備設置工事を追加し、次の節18 備品購入費445万円は、電気自動車の購入費用として計上するもので、購入予定車両は、トヨタプラグインハイブリットプリウスPHVを予定しております。乗車定員は5名でございます。次の節27 公課費5万円は、自動車重量税を増額するものです。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の目14 諸費、01 町税過年度還付金は、還付金の増加見込みにより90万円の増額を見込むものです。

次の項02 徴税費11万5,000円の増額及びその次の15ページにかけて記載の項03 戸籍住民基本台帳費179万2,000円の減額は、ともに職員人件費の所要額の調整によるものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、項04 選挙費、目01 選挙管理委員会費は301万4,000円の減額で、節02 給料から節04 共済費までの人件費の調整によるものでございます。

次に、項05 統計調査費、目01 基幹統計費、06 全国家計構造調査費は、総額26万3,000円の増額で、内訳として、15ページから16ページをごらんください。節01 報酬7万7,000円の増額は、指導員・調査員の報酬確定によるものと、節08 報償費15万8,000円の計上は、調査記入者に報奨金が支給されることから追加し、節09 旅費2万8,000円は、指導員・調査員の費用弁償額の確定のため増額するものでございます。

次に、項06、目01 監査委員費7万2,000円の増額は、節03 職員手当等の人件費の調整によるものです。

○福祉保健課長（菊池 良君） 款03 民生費です。項01 社会福祉費、01 社会福祉総務費は、節02 給料から17ページをお開きください。04 共済費まで、人事異動に伴う職員人件費の調整によるもので、節09 旅費7万5,000円の減額は、後ほどご説明します児童福祉士研修費を1名追加することにより、社会福祉主事研修費2名分を1名分としたことによるものです。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の17 国民健康保険事業費は、総額で359万円の減額を見込むもので、節02 給料から節04 共済費までは、職員人件費の所要額の調整により、合

計で 91 万円の増額を見込み、節 28 繰出金 450 万円の減額は、平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計決算確定に伴い、前年度繰越金が 2,196 万 8,000 円の大きな額となることから、国民健康保険基金に積み立てるとともに、国保会計事業勘定繰出金を減額するものです。なお、詳細につきましては、特別会計補正予算にてご説明をさせていただきます。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、事業番号 18 少子化対策事業費、節 19 負担金・補助及び交付金 406 万 9,000 円の減額は、10 月からの幼児教育の無償化に伴い、子ども・子育て支援推進事業の保育園保育料助成で、該当する世帯の助成予定額を減額するものです。

目 02 老人福祉費、03 高齢者見守り相談事業費、委託料 60 万円の増額は、町社会福祉協議会への委託料で、高齢者見守り相談業務、相談員人件費相当分に不足が生じたため増額するものです。

18 ページをお開き願います。13 高齢者在宅サービスセンター事業費、節 15 工事請負費 25 万 3,000 円の増額は、社会福祉法人グリーンウッドに委託して実施している地域密着型在宅サービスセンター森の都計のヒートポンプ式給湯器、温水ポンプ交換工事によるものです。ポンプに異音、金属音が生じ、耐用年数 13 年程度であります。今年度で 13 年目ということで、そちらにも近づいていることから、ポンプ交換が必要となったため計上するものです。

16 介護予防ケアマネジメント事業費、節 12 役務費 8 万 4,000 円の増額は、地域包括支援センターでの多様化する相談業務に対応するため、電話回線を増やした結果、電話料金が不足するため増額するものです。

次の 21 介護保険事業費は、節 02 給料から 04 共済費まで、人事異動に伴う職員人件費について所要額を減額するもので、28 繰出金につきましては、介護給付費等の町負担分について一般会計から介護保険特別会計に繰り出すものですが、詳細につきましては、介護保険特別会計でご説明いたします。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の 22 後期高齢者医療事業費 6 万円の増額は、健康診査費繰出金の増額を見込むものです。

○福祉保健課長（菊池 良君） 23 在宅医療・介護連携推進事業費 11 万 8,000 円の増額は、西多摩地域広域行政圏協議会で作成した在宅医療・介護ガイドブックを 65 歳以上の方がいる世帯に郵送した郵送料の計上となります。

19 ページをお開き願います。24 老人福祉施設整備事業費 2,441 万 6,000 円の増額は、先ほど歳入で説明いたしましたが、琴清苑の移設増改築工事に対し、新たに介護基盤の整

備促進事業補助金が交付されることとなったため増額するものです。説明欄のとおり、当初の介護老人福祉施設整備費補助金 7,000 万円を減額し、新たに都補助分 4,720 万 8,000 円、町補助分 4,720 万 8,000 円を増額することで事業費は 1 億 1,691 万 6,000 円となりますが、2 カ年での町の直接の負担分は軽減されることとなります。

次に、目 03 心身障害者福祉費、08 障害者総合支援事業費、節 13 委託料 75 万 9,000 円の増額は、幼児無償化対応で障害者自立支援給付支払等システムに改修が必要となったため増額するものです。

15 自殺対策事業費、節 11 需用費 5 万 9,000 円の増額は、自殺対策において標語募集を行うことになり、それに伴う消耗品を増額するものです。

目 04 福祉会館費、節 15 工事請負費 121 万円の増額は、福祉会館脇、氷川食堂側のブロック塀に亀裂が生じているため、その改修工事費を計上するものです。既存のコンクリートブロックのみ撤去し、コンクリートで補修した後、新設メッシュフェンスを設置するものです。

次に、項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費、01 児童福祉費、節 09 旅費 8 万 7,000 円の増額は、先ほど社会福祉主事研修旅費 2 名分を 1 名としたことに関係しますが、当初は 2 名を社会福祉総務費の予算で児童福祉部門の職員にも社会福祉主事の資格を取得させる予定をしておりましたが、子育て推進においては、社会福祉主事より児童福祉士の研修を受けたほうが今後必要な資格取得に有利であることから、児童福祉費において児童福祉士研修旅費 1 名分を追加するものです。

20 ページをお開き願います。目 02 児童措置費、01 保育所措置費 673 万 9,000 円の増額は、先ほど歳入でも説明いたしましたが、幼児教育無償化に伴い、事務費などに対して国から補助があることから、節 03 職員手当等から 12 役務費まで増額し、節 13 委託料についても同様に、子ども・子育て支援システム改修委託料の大幅の増額及び条例などを整備する必要から例規整備情報提供サービスの委託料を増額しております。また、18 備品購入費としましても管理用備品の増額をしております。

目 04 子ども家庭支援センター事業費 7 万 3,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

○住民課長（原島 滋隆君） 21 ページをごらんください。次の項 03 国民年金費 20 万円の増額は、職員手当の所要額の調整によるものです。

以上で、款 03 民生費の説明を終わります。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款 04 衛生費です。項 01 保健衛生費、目 01 保

健衛生総務費です。01 保健衛生総務費では、節 02 給料から 04 共済費まで、人事異動に伴う職員人件費について所要額を調整し、02 保健福祉センター管理費では、説明欄、清掃委託料 1 万 1,000 円の増額、空調設備等保守点検委託料 24 万 2,000 円の増額、電気工作物保安管理業務委託料、22 ページをお開き願います。3,000 円を増額するもので、それぞれ積算不足により増額するものです。

03 古里診療所事業費では、再開診療に対応するため 384 万 3,000 円の増額をしております。節 11 需用費で 30 万円を増額、これはマイクロ波治療器、温熱治療器などのリハビリ機器に修繕が生じたことから追加するもので、節 12 役務費 11 万円の増額は、開設に備えた事前点検の機器調整料となります。節 15 工事請負費 295 万 3,000 円の増額は、施設内附帯工事の追加、節 18 備品購入費 48 万円の増額は、温熱治療器の部品購入のため計上するものです。

04 古里歯科診療所事業費では、節 11 需用費 8 万円を増額しております。こちらは施設内の床の修繕費となります。

目 03 母子保健事業費です。13 乳幼児歯科相談・歯科健診事業費では、健診を行う歯科衛生士の個人契約を歯科医院を通しての契約に切り替えたため、賃金から委託料に科目間の調整を行うもので、予算の増額はありません。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 環境衛生総務費 157 万 9,000 円の増額につきましては、内訳といたしまして、01 環境衛生費の節 03 職員手当等から節 04 共済費まで、人事異動に伴う人件費の調整で 154 万 9,000 円を増額し、次に、23 ページをお開き願います。節 09 旅費では、出張及び研修等に係る職員普通旅費を 3 万円増額するものでございます。

次に、項 02 清掃費、目 01 清掃総務費 4,000 円の増額は、01 清掃総務費の節 09 職員普通旅費について出張予定を見込み、4,000 円増額するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款 06 農林水産業費です。

項 01 農業費、目 01、事業 01 農業推進協議会費 73 万 3,000 円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 02 農業総務費 230 万円の増額につきましては、内訳といたしまして、03 簡易給水施設の節 11 需用費 130 万円の増額は、峰簡易給水施設の排水管等の漏水修繕として漏水箇所の配管敷設替え及び取水バルブの設置を予定するもので、次の 15 工事請負費 100 万円の増額は、峰簡易給水施設に係る原水取水堰について水量確保のため、漏水箇所にコンクリートの打設工事費を予定し、増額するものでござ

ございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 24 ページをお願いいたします。次に、目 03 農業振興費、事業 01 農業振興総務費 150 万円の増額は、節 15 工事請負費で、特産物加工体験施設、アースガーデンの厨房排水と浄化槽の間にグリストラップを設置することにより、浄化槽の長寿命化を図るものでございます。

次に、事業 02 山村地域農林業振興事業費 169 万 2,000 円の増額は、節 19 負担金・補助及び交付金で、大丹波地内の山葵田にモノレール 2 路線の整備を行うものでございますが、設置予定箇所の状況を確認した結果、モノレールの延長を当初予定しておりました 588 メートルから 690 メートルへ 102 メートル延ばすこととなったため、補助金の増額を行うものでございます。

次に、項 02 林業費、目 01、事業 01 林業総務費 200 万 9,000 円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

次に、事業 02 都民の森管理運営事業特別会計繰出事業費 39 万 6,000 円の増額は、都委託金の額の確定によるもので、一般会計から特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

25 ページをお願いいたします。目 03 森林費となります。事業 01 森林保全・活用総務費 15 万 7,000 円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

次に、事業 02 多摩の森林再生事業費 303 万 9,000 円の増額と、次の事業 04 水の浸透を高める枝打ち事業費 389 万 9,000 円の減額は、東京都との契約確定によるもので、契約額に応じた修正を行うものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、26 ページをお開き願います。目 04 林道治山費 450 万円の増額につきましては、内訳といたしまして、01 林道維持管理費の節 15 工事請負費 300 万円の増額は、棚沢地内西川線林道や白丸地内白丸線林道及び小丹波地内丹三郎寸庭線林道の維持補修工事費を増額するもので、排水施設の維持補修工事及び法面对策の維持補修工事を予定するものでございます。

次に、02 都補助林道開設事業費の節 13 委託料 150 万円の増額は、棚沢地内西川線林道開設工事において現地調査の結果、当初計画から掘削土の処分を見込んでいた窪地の予定地が近年の豪雨等の影響により地形に変状が確認されたため、安全性及び経済性を考慮し、処分地を旧峰集落付近の平たん地に変更し、安全を確保するため計上するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、項 03 水産業費、目 01、事業 01 水産業総務費

7万2,000円の減額は、節03職員手当等の人件費の調整によるものです。

次に、事業02内水面漁業環境活用施設整備事業費205万円の増額は、内訳として、節12役務費5万円の増額は、説明欄記載の内水面ホームページ追加作業手数料を計上するもので、現在、町ホームページ等で公表しております内水面ホームページに峰谷川溪流釣場のページを追加するものです。次に、節15工事請負費の200万円の増額は、説明欄記載の峰谷川溪流釣場管理棟トイレ改修工事を計上するもので、峰谷川溪流釣場管理棟のトイレを和式から洋式へ改修を行うものです。

以上で、款06農林水産業費の説明を終わります。

次に、款07商工費、項01商工費、目01商工総務費、事業03小口事業資金融資事業費3万5,000円の増額は、小口事業資金融資制度審議会を年度末までに1回開催するための費用を計上するもので、節01報酬を3万3,000円の増額、27ページをお願いいたします。節09旅費で委員費用弁償を2,000円増額するものでございます。

次に、事業04プレミアム付商品券事業費30万1,000円の増額は、節12役務費で説明欄記載の郵券代を増額するもので、商品券の購入引換券等の郵送方法を普通郵便から特定記録郵便へ変更するため計上するものでございます。

次に、項02観光費、目01、事業01観光総務費667万2,000円の増額は、内訳として、節02給料から節03職員手当等までの人件費の調整によるものと、節11需用費の印刷製本費501万円の増額は、在庫の少なくなったグルメまっぷを一部内容を更新し、増刷を行うもの及び今年度に作成を予定しております奥多摩総合観光パンフレットの多言語版について、来年度に開催を控えております東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてインバウンド観光の推進を図るため、英語版等の増刷を行うものでございます。

次に、目06山のふるさと村管理運営事業特別会計繰出事業費126万5,000円の増額は、都委託金の額の確定によるもので、一般会計から特別会計へ繰り出しを行うものです。

次に、目02観光施設費、事業01観光施設維持管理費100万円の増額は、節11需用費で観光施設全般にわたる修繕費を増額するものでございます。

28ページをお願いいたします。次に、事業02観光施設整備事業費976万2,000円の増額は、内訳として、節13委託料676万2,000円の増額で、説明欄記載の森林資源を活用した観光振興森林整備業務委託を増額するものです。歳入に計上いたしました都補助金、森林資源を活用した魅力創出事業補助金、補助率10分の10を活用し、平成30年度に伐採を行った、むかし道梅久保地区にヤマザクラ、モミジ、ミツバツツジの植樹を行うほか、今まで植樹を行った箇所への補植や下刈り等を行うものでございます。次に、説明欄記載

の観光案内看板設置調査等業務委託 23 万 8,000 円の減額は、立教大学観光学部の学生がゼミ活動の一環として、むかし道の看板の設置場所や看板のデザインを調査・作成していただいたため、事業費を皆減するものでございます。次の節 15 工事請負費 300 万円の増額は、台風や冬季などによる観光施設の補修工事を見込むものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費についてご説明いたします。項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 194 万 2,000 円の増額は、内訳といたしまして、01 土木総務費 74 万 9,000 円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費の人件費の調整によるもので、次の 07 地籍調査事業費 269 万 1,000 円の増額は、節 13 委託料で地籍調査事業の現場技術業務を行う測量技師や測量助手及び作業員などの労務単価が改定により高騰したことにより増額するものでございます。

次に、28 ページから 29 ページにかけてお願いいたします。項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費 2,100 万円の増額は、内訳として、01 道路維持費の節 13 委託料 100 万円の増額は、町が管理しております町道境桧村線におきまして道路機能に支障となる立木の伐採委託を計上するもので、次の 15 工事請負費 2,000 万円の増額は、町道にかかる維持補修工事として小丹波地内古里附おたぎ下線に隣接する家屋の解体除去に伴う防護柵の設置及び峰谷地内小河内峰谷線にかかる排水施設の更新整備並びに町内各路線の維持補修工事費として計上するものでございます。

次に、目 02 道路新設改良費 100 万円の増額は、02 町単独道路新設改良事業費の節 13 委託料で、関係する地権者のご協力により、町道竹の平中線、延長 120 メートルの整備計画に伴う予備設計委託料を計上するもので、路線の位置といたしましては、小丹波地内熊野神社鳥居付近から西方向に延伸し、隣接する小丹波農道に接続する町道路線でございます。

次に、項 03 河川費、目 02 河川維持費 100 万円の増額は、01 河川維持費の節 15 工事請負費を増額するもので、今後予想されます台風、豪雨等の対策として河川内の土砂排除等の工事費を計上するものでございます。

次に、04 住宅費、目 01 住宅管理費 322 万 6,000 円の増額は、内訳といたしまして、01 住宅管理費 272 万 6,000 円の増額は、節 02 給料から 03 職員手当の人件費の調整により 72 万 6,000 円を増額し、次に 30 ページをお願いいたします。節 11 需用費では、町公営住宅の空家修繕 2 件及び各住宅の水回り等の一般修繕として 200 万円の増額を計上するものでございます。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 次に、02 若者定住推進事業費の 50 万円の増額につきましては、節 13 委託料を増額するもので、梅沢字東平 36 番 2 の土地の寄付に伴い、一部構造物があることから、その部分を分筆する必要があるため、現況測量を行うものです。

次に、目 02 住宅建設費の 2,379 万 4,000 円の増額につきましては、内訳といたしまして、01 住宅建設事業費を増額するもので、節 13 委託料の 315 万 1,000 円の増額は、町が所有する氷川字南氷川 1,491 番 1、1,492 番 1、1,520 番 1 に町営若者住宅などを建設するために現況測量及び造成設計を行うもので、次の節 17 公有財産購入費の 2,064 万 3,000 円の増額は、若者定住用地として 2 カ所の土地を購入するもので、場所の詳細につきましては、丹三郎地内が丹三郎字水神前 164 番、同 165 番 1、同 192 番 1 の 3 筆でございまして、土地の面積が 1,750 平方メートルでございます。また、小丹波地内は小丹波竹ノ平 374 番で 386 平方メートルでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費、01 下水道事業特別会計繰出事業費の節 28 繰出金の 270 万円の減額は、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。詳細につきましては、下水道特別会計補正予算にてご説明させていただきます。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、款 09 消防費でございます。項 01 消防費、目 02 非常備消防費は、総額で 170 万 7,000 円の増額で、内訳として、01 非常備消防総務費 1 万円の増額は、節 03 職員手当等の人件費の調整によるものです。

次の 31 ページをお願いいたします。02 消防団費 169 万 7,000 円の増額は、節 11 需用費で、説明欄記載の消耗品を増額するもので、新入団員等に係る第 1 種制服、第 2 種制服及び第 3 種活動服、安全靴、防寒服等を計上するものでございます。

以上で、款 09 消防費の説明を終わります。

○教育課長（岡野 敏行君） 次に、款 10 教育費、項 01 教育総務費、目 02 事務局費の 603 万 8,000 円の増額は、人事異動等による人件費の調整によるものです。

次に、項 02 小学校費、目 01 学校管理費、事業 01 小学校管理費の 9 万円の増額は、12 役務費 1 万 6,000 円の増額と、16 原材料費 7 万 4,000 円の増額によるものですが、古里小学校家庭科準備室のスチール製食器棚が老朽化したため、木製食器棚を制作しようとするものですが、原材料費で木材を購入し、説明欄、通信運搬費等の資材加工等手数料で製材を行い、それを職員が自ら制作しようとするものです。

32 ページをごらんください。項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費の 4,897 万 6,000 円の減額は、事業名 01 社会教育総務費 502 万 8,000 円の減額は、02 給料から 04 共済費まで人事異動による人件費の調整によるものです。

事業番号 03 文化会館管理費の 4,376 万 8,000 円の減額は、13 委託料 123 万 2,000 円の増額と 15 工事請負費 4,500 万円の減額によるものですが、委託料、説明欄、空調設備改修設計委託につきまして、文化会館の空調設備について、全館の空調設備について委託設計をしているものでございますが、古里診療所部分が個別導入で先行となったため、古里診療所部分を除いた上で設計変更しようとするものです。次の工事請負費の文化会館空調設備改修工事減につきましては、上記設計変更した場合、年度内に工事を施行できない見込みとなるため、次年度以降に工事を見送りしようとする事による減となります。

次に、目 04 水と緑のふれあい館事業費、事業名 01 水と緑のふれあい館運営事業費 37 万 9,000 円の増額は、人事異動等による人件費の調整によるものです。18 備品購入費をごらんください。60 万 7,000 円の増額は、デジタルサイネージ、電子的な掲示看板の購入を行い、3Dシアターの待合室に設置することで、ダム建設や郷土資料の動画を流し、待ち時間のお客様に見てもらおうとするものです。

次に、33 ページをごらんください。目 07 森林館費、事業名 01 森林管理事業費の 22 万円の増額は、11 需用費、説明欄 06 修繕費の修繕費増であります。森林館の浄化槽ポンプは 2 基 1 組で稼働しておりますが、1 基が故障し、もう一基も現在不調であります。これを修理・交換しようとするものになります。

次に、項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費、事業名 01 保健体育総務費の 50 万円の増額は、19 負担金・補助及び交付金の増によるものですが、これは、町体育協会補助金の増額によるもので、加藤旗駅伝について昨年事故を受け、青梅警察署の指導を受けましたが、道路に案内看板を設置する必要ができました。また、60 回記念大会の記念品等を作成し、参加者に配布することを考えておきまして、その増となっております。

款 10 教育費につきましては以上となります。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次は、款 12 公債費が 61 万円の減でございます。内訳としまして、項 01 公債費、目 01 元金、(01) 長期債元金償還費が 43 万 5,000 円の増、目 02 利子、(01) 長期債利子償還費が 104 万 5,000 円の減で、いずれも借入時の規定に基づき、臨時財政対策債の借り入れ後 10 年経過による利率見直しを行うもので、当初借り入れ時の利率 1.2%から、現在 0.01%に利率の見直しを行い、公債費が減となるものです。なお、今回の利率見直しにより、償還終了までの総額では 526 万円ほどの削減が図ら

れることとなります。

次は、34 ページをお開きください。款 14 予備費で 71 万 4,000 円の増は、歳入歳出調整によるものです。

次に、ページが飛びますが、37 ページをお開きください。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

この調書につきましては、歳入 10 ページの款 21 町債におけます臨時財政対策債 939 万 7,000 円の減額と、歳出 33 ページの款 12、目 01 元金 43 万 5,000 円の増額を反映したもので、表頭では、右から 2 つ目の当該年度中増減見込額欄のうち、当該年度中起債見込額及び当該年度中元金償還見込み額の欄と、表の一番下段の合計欄の上にあります（3）臨時財政対策の欄の交錯したところに、起債見込み額欄では 939 万 7000 円が減額され、9,060 万 3,000 円に、その右の元金償還見込額欄では 43 万 5,000 円が増額され、1 億 6,864 万 5,000 円がそれぞれ記載されております。

一方、一番右側の当該年度末の現在高見込額は、当該年度の起債と償還額をそれぞれ反映した後の 19 億 3,808 万 1,000 円が記載されております。また、これに伴い、関連する表中の合計欄等が同様に増減されております。

以上をもちまして議案第 69 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 69 号の説明は終わりました。

次に、議案第 70 号及び議案第 71 号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第 70 号 令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。歳入でございますが、款 02 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 39 万 6,000 円の増額は、一般会計の都委託金でご説明させていただきました都民の森管理運営委託金の額の確定に伴う増で、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

次に、款 04、項 01、目 01 繰越金 382 万 7,000 円の増額は、前年度繰越金が確定したことに伴うものとなります。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出となります。款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 01、事業 01 一般管理費は、額の変更はございませんが、節 02 給料が 34 万円の減額、節 03 職員手当等が説明欄記載の扶養手当から一般職期末勤勉手当までの所要額の調整を行い、34 万円の増額で、いずれも人件費の調整によるものでございます。

恐れ入りますが、人件費の内訳につきましては、8ページの給与費明細書に記載しておりますが、ただいまの説明と同様となりますので、省略をさせていただければと思います。

次に、目02事業費、01事業費401万8,000円の増額は、節09旅費で10月8日から1泊2日で予定しております神津島天上山ツアーの職員研修随行費用として3万3,000円を増額するもので、節11需用費では228万9,000円を増額するもので、施設の修繕費を増額するものでございます。節12役務費の8,000円の計上は、職員の中型自動車免許の取得に係る手数料2名分を計上するものですが、次ページの節19負担金・補助及び交付金の内容と関連がございますので、次ページで説明をさせていただきます。次の節13委託料の67万6,000円の増額は、設備の長寿命化を図るため、今年度よりペレットボイラーとモノレールの保守点検を行うもので、次のホームページ改修委託につきましては、都民の森のホームページをドローンなどを活用し、より見やすいホームページへ改修するための委託費用を計上するものでございます。次の節18備品購入費の82万8,000円の増額は、施設管理備品として洗濯機、冷蔵庫、宿泊部屋のテレビなどを購入するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。節19負担金・補助及び交付金の18万4,000円の計上は、職員の中型自動車免許の取得に係る負担金2名分を計上するもので、これは現在、年間体験イベントなどの送迎につきましては、有限会社さかいへ送迎バス運行業務を委託しておりますが、年間イベント以外の小学生や各種団体からの合宿や宿泊時の送迎を町職員でもマイクロバスによる送迎業務を行えるよう、新たに計上するものでございます。

次の予備費20万5,000円の増額につきましては、歳入歳出調整によるものでございます。

以上で、議案第70号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第71号 令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

5ページをお開きください。歳入でございますが、款02繰入金、項01他会計繰入金、目01一般会計繰入金126万5,000円の増額は、一般会計の都委託金でご説明させていただきました山のふるさと村管理運営委託金の額の確定に伴う増で、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

次に、款04、項01、目01繰越金364万9,000円の増額は、前年度繰越金が確定したことに伴うものとなります。

次に、6ページをお願いいたします。歳出でございます。款01総務費、項01、目01、事業01一般管理費28万3,000円の減額は、内訳として、節02給料が10万円の減額、節

03 職員手当等が説明欄記載の扶養手当から一般職期末勤勉手当までの所要額の調整を行い、38万3,000円の減額、節04 共済費が共済組合負担金20万円の増額で、いずれも人件費の調整によるものでございます。

恐れ入りますが、人件費の内訳は、7ページの給与費明細書に記載しておりますが、ただいまの説明と同様となりますので、省略をさせていただきます。

次に、項02、目01、事業01 利用管理費519万7,000円の増額は、節11 需用費から節18 備品購入費までの補正で、節11 需用費では389万2,000円の計上は、説明欄に記載しております01 消耗品費30万円の増、06 修繕費359万2,000円の増額を行うものでございます。次の節13 委託料6万6,000円の計上は、関東電気保安協会へ委託をしております電気工作物保安管理業務委託における定期点検において、PCBの分析調査の指示がございましたので、新たに調査分析費用を計上するものでございます。次の節18 備品購入費123万9,000円の計上は、施設管理備品として貸し出し用テント、貸し出し用布団、ケビン用ヒーターなどを購入するものでございます。

以上で、議案第71号の説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第70号及び議案第71号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第72号及び議案第73号についての説明を求めます。住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） それでは、議案第72号 令和元年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。歳入です。款05 繰入金、項01 他会計繰入金、目01 一般会計繰入金は、前年度繰越金が2,000万円を超える大きな繰り越しであり、また、歳出の国都支出金、療養給付費返還金も前年度の半分以下となり、実質的に大きな繰越金が発生しましたことから450万円を減額し、一般会計繰入金の計を6,208万7,000円とするものです。

次の款06 繰越金、項01 繰越金、目01 その他繰越金は、前年度繰越金の確定により

2,077万5,000円の増額を見込み、その他繰越金の計を2,196万8,000円とするものです。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

次の6ページをごらんください。歳出となります。款05保健事業費、項01特定健康診査等事業費、目01特定健康診査等事業費において、節13委託料の特定健診委託料8万3,000円の増額を見込むものです。

次の款06基金積立金、項01基金積立金、目01基金積立金800万円の増額は、歳入でご説明いたしましたように、実質の前年度繰越金が多額となることから、基金積立金の積み増しを見込むものです。

次の款08諸支出金、項01償還金及び還付金、目03償還金720万9,000円は、平成30年度会計確定に伴い、国都支出金及び療養給付費交付金の超過交付金分を返還する必要性が生じたことから所要額について計上するものです。なお、前年度繰越金からこの返還金を差し引きました実質の繰越金は1,475万9,000円となり、29年度から30年度の繰越金につきまして、同様な差し引きをした場合はマイナス48万1,000円となりますことから新制度となり、大きな繰越金が発生したこととなります。

次の款09予備費98万3,000円の増額は、予算調整となります。

以上で、議案第72号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第73号 令和元年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。歳入となります。款01保険料、01後期高齢者医療保険料、目01後期高齢者医療保険料20万2,000円の減額は、決算確定により、滞納繰越分の額の確定によるものです。

次の款03繰入金、項01一般会計繰入金6万円の増額は、一般会計補正予算でもご説明いたしました健康診査費等委託費の増額による一般会計繰入金を見込むものです。

次の款04繰越金、項01繰越金、目01前年度繰越金954万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

次の款05諸収入、項05雑入213万1,000円の増額は、説明欄記載の広域連合葬祭費負担金還付金211万4,000円は、平成30年度の町負担に過払いがあったことから、次の未収金補てん分につきまして、あらかじめ未収金補てんとして広域連合へ納付していたものから徴収分につきまして1万7,000円の還付を受けた合計となります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、6ページをごらんください。歳出となります。款02広域連合納付金、項01広域

連合納付金 536 万 7,000 円の増額は、広域連合からの通知に基づき、現年及び過年度保険料等負担金を増額するものです。

次の款 03 保健事業費、項 01 保健事業費、目 01 健康診査費 6 万円の増額は、節 13 委託料の健康診査等委託の増額を見込むものです。

次の款 05 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 03 広域連合返還金 129 万 9,000 円の増額は、葬祭費受託事業について平成 30 年度決算による額の確定により、広域連合に返還するものです。

次の項 02 繰出金、目 01 一般会計繰出金 232 万 4,000 円の増額は、平成 30 年度決算確定に伴う未収金補てん分返還金及び療養給付費事務費負担金の過充当分について一般会計に返還するものです。

次の 7 ページをお開きください。款 06 予備費 248 万円の増額は、予算調整となります。

以上で、議案第 73 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 72 号及び議案第 73 号の説明は終わりました。

次に、議案第 74 号についての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、議案第 74 号 令和元年奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 保険料は、滞納繰越分普通徴収保険料について、滞納繰越額の確定により 43 万 4,000 円を増額するものです。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金については、介護給付費の見込みにより現年度分においては 285 万円を増額、過年度分については平成 30 年度決算の確定に伴い、過年度分の追加交付がなかったことから、窓開け分を減額し、あわせて、284 万 9,000 円の増額となります。

次の項 02 国庫補助金、目 01 調整交付金については、交付額の見込みにより現年度分で 143 万 5,000 円の増額、過年度分については、額の確定により、窓開けで計上していた額について減額し、目 02 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）においては、交付額の見込みにより現年度分で 57 万 8,000 円の増額、過年度分については、額の確定により、窓開けで計上していた額について減額し、次の目 03 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）においても窓開け分を減額し、国庫補助金全体で 201 万円を増額するものです。

款 04 支払基金交付金では、目 01 介護給付費交付金において、現年度分では給付費の見込みにより 553 万 5,000 円を増額し、過年度分については額の確定により窓開けで計上し

ていた額に78万9,000円を増額し、6ページをごらんいただきます。目02地域支援事業支援交付金では、交付額の見込みにより、現年度分で62万4,000円を増額、過年度分については額の確定により窓開けで計上していた額について減額し、支払基金交付金全体で694万7,000円を増額するものです。

款05都支出金、項01都負担金、目01介護給付費負担金において、国庫負担金、支払い基金交付金と同様に給付費の見込みにより、現年度分で381万2,000円を増額し、過年度分の窓開け分とを増減し、都負担金全体で381万1,000円を増額するものです。

項02都補助金、目01地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の現年度分では、給付費の見込みにより28万9,000円を増額し、過年度分については、額の確定により、窓開けで計上していた額について減額し、目02地域支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）においては、過年度分の額の確定により、窓開けで計上していた額について減額し、都補助金全体で28万7,000円を増額するものです。

07繰入金、項01一般会計繰入金、目01介護給付費繰入金の現年度分については、国都支払基金と同様に、介護給付費の町負担分の見込みにより256万2,000円を増額し、過年度分の額の確定により、窓開けで計上していた額について減額。

目02地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、こちらも現年度分については、国都支払基金同様に28万9,000円を増額し、7ページをお開き願います。過年度分の額の確定により、窓開け分で計上した額について減額。

目03地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）では、過年度分の窓開け分を減額。

目05その他一般会計繰入金では、この後、歳出で説明いたしますが、歳出の総務管理費で24万2,000円を減額したことに関係し、歳入から同額を減額するもので、一般会計繰入金全体では260万6,000円を増額するものです。

項02基金繰入金では、介護給付費の増加の見込みに伴い、保険料不足分533万7,000円を基金から繰り入れるもので、基金繰入金全体では533万7,000円を増額するものです。

款09使用料及び手数料では、説明欄それぞれ利用者の増により、配食サービス利用者負担金を33万円増額、介護予防デイサービス利用者負担金を3万8,000円増額し、使用料及び手数料全体では36万8,000円を増額するものです。

款10繰越金は、平成30年度の会計の確定により、1,563万6,000円を増額し、合計で1,564万円とするものです。

8ページをごらんいただきます。歳出でございます。款01総務費、項01総務管理費で

は、先ほど歳入のその他一般会計繰入金でも説明いたしましたが、元号改正に関する改修委託料を計上しておりましたが、一般会計で対応支出したため、24万2000円を減額するものでございます。

款02 保険給付費、項01 介護サービス等諸費、01 居宅・施設介護サービス等給付費では、施設入所者数の増加により、施設介護サービス給付費を2,500万円増額するものです。

項02 介護予防サービス等諸費、01 介護予防サービス等給付費では、在宅サービスの利用者が当初の見込みより減少したことなどにより、説明欄の介護予防サービス給付費で200万円を減額し、介護予防サービス計画給付費でも250万円を減額して介護予防サービス等諸費全体で450万円を減額するものです。

次の項05 町特別給付費、9ページをお開き願います。01 町特別給付費では、説明欄になりますが、配食サービスの利用者の増により、配食サービス給付費50万円を増額するものです。

款03 地域支援事業費、項01 介護予防・日常生活支援総合事業費、01 介護予防・生活支援サービス事業費では、説明欄、配食サービス事業委託料を、こちらも配食サービス利用者の増により116万7,000円を増額し、介護予防デイサービス事業委託料では、介護予防デイサービス利用者の増により151万2,000円を増額するものです。

款04 基金積立金、項01 基金積立金、01 介護給付費準備基金積立金438万6,000円の増額は、現年度分の特別徴収及び普通徴収保険料のうち、介護給付費に充てる法定割合を超える部分、滞納繰越分の保険料額の確定に伴う保険料相当額について、今後の事業運営のため、介護給付費準備基金として積み立てるための予算措置でございます。

款06 諸支出金、項01 償還金及び還付還付金、10ページになります。01 償還金901万3,000円の増額は、平成30年度の会計の確定に伴い、超過交付となっている介護給付費及び地域支援事業費に係る国都負担金及び支払基金交付金について返還するため増額するものでございます。

項02 繰出金、01 一般会計繰出金は、同じく会計の確定に伴い、一般会計から介護会計に繰り入れていただく分について超過分を返還するもので、345万3,000円を増額し、一般会計繰出金の合計を345万5,000円とするものでございます。

款07 予備費は、財源調整により4,000円を減額し、121万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第74号についての説明を終了いたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第74号の説明は終わりました。

次に、議案第 75 号についての説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 議案第 75 号 令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の 5 ページをお開き願います。歳入予算でございます。款 05 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 270 万円の減額につきましては、01 下水道事業繰入金として、小河内処理区で 182 万 3,000 円の減額とし、奥多摩処理区で 15 万 8,000 円の増額で、03 その他一般会計繰入金では 103 万 5,000 円の減額となるものでございます。

次に、6 ページをお開き願います。歳出予算でございます。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費 103 万 5,000 円の減額は、内訳として、節 01 報酬で下水道事業推進員の報償 16 万円を減額するもので、下水道事業推進員皆様の活動により下水道事業の進捗が図られ、下水道接続率が 85.7%となり、当初の活動目的が達成されていることから、下水道事業推進員の設置を平成 31 年 3 月 31 日で終了したことによるものでございます。次の 07 賃金 99 万 9,000 円の減額は、人事異動に伴い、下水道事業に係る臨時職員が減員となったため減額するもので、次の 09 旅費の 6,000 円の減額は、下水道事業推進員の終了に伴い、費用弁償を減額し、次の 19 負担金・補助及び交付金の 13 万円の増額は、奥多摩町下水道条例第 31 条の規定に基づく水洗便所等改造資金の助成申請 1 件につきまして補助金の交付を見込むため増額するものでございます。

次に、款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費 170 万 3,000 円の減額は、内訳として、01 小河内処理区で、節区分の 02 給料を人事異動に伴い 123 万 7,000 円減額し、03 職員手当等 31 万 6,000 円減額、次の 04 共済費については 27 万円を減額するものでございます。

次に、7 ページをお開き願います。02 奥多摩処理区 12 万円の増額は、節区分の 03 職員手当の超過勤務手当を 10 万円増額し、節 09 旅費については、今後の出張予定等見込み、2 万円増額するものでございます。

次に、款 04 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費 3 万 8,000 円の増額につきましては、歳入歳出予算額の調整により計上するものでございます。

次に、9 ページをお開き願います。給与費明細書でございます。補正予算前後の比較で、給与費欄の給料で 123 万 7,000 円の減額、職員手当で 21 万 6,000 円の減額、共済費で 27 万円の減額となります。

内訳につきましては下表をごらんください。比較の欄で超過勤務手当 30 万円の増額、通勤手当 10 万 8,000 円の減額、期末勤勉手当 54 万円の減額で、給与費の計が 145 万

3,000 円の減額で、共済費が 27 万円の減額、合わせまして合計で 172 万 3,000 円の減額となるものでございます。

以上で、議案第 75 号の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 75 号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第 69 号、一般会計補正予算については、初めに歳入、次に歳出、それぞれの質疑を行い、議案第 70 号から議案第 75 号までについては、歳入歳出含めて一括して行います。

初めに、議案第 69 号の歳入の質疑を行います。4 番、清水明議員。

○4 番（清水 明君） 4 番、清水でございます。

ページは 8 ページになります。一番下の財産収入なんですけども、町有地の売払収入増ということで、先ほどの説明の中で、西側の山林という説明がされていますけど、大体この辺の位置と面積、それからあとは、売り払いの理由といたしますか、その辺を確認させていただければと思います。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4 番、清水明議員さんからご質問いただきました歳入 8 ページということで一番下の欄でございます。款 16 の財産収入、目 01 の不動産売払収入ということでございます。合計で 419 万 2,000 円となっております、先ほど内訳としまして分譲地と、それから山林というようにお話をいたしました。ご質問は山林の部分ということでございます。

場所につきましては、棚沢字西川 555 番地 6、山林でございまして、1,199 平方メートルということでございます。また、払い下げの価格でございますが、3 万 1,174 円ということでございます。

こちらにつきましては、町有地ではあったんですが、町側の使用実態がなく、また、公図並びに保存されている各種資料等から、当該土地の払い下げが妥当ということがありました。また、本案件につきましては、地籍調査の際に相手側から払い下げの申し出がありまして、これまでの使用実態等を考慮しまして、払い下げが妥当という判断をさせていただきまして、このような形で最終的には土地売払収入ということにさせていただきました。

番地だけではなくて具体的にということですね。棚沢でいくと、自治会の中で西組というところがありまして、西川がちょうど流れていまして、旧野村精機さんの上のほうにずっと集落があるんですけども、その辺に小林二郎さんのお宅があるんですけど、そのすぐ上の部分ということで、水道施設がある、その境のあたりということになります。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。6番、石田芳英議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

同じく8ページのところの商工費都補助金の中の森林資源を活用した魅力創出事業補助金800万円ということで、先ほどの説明ですと、梅久保の植栽をやったというお話でしたけども、具体的な場所と、あと、植栽の樹種と植栽した本数をちょっと教えていただければと思います。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6番、石田議員からのご質問にお答えいたします。

歳入の8ページの森林資源を活用した魅力創出事業補助金ということで、歳出側では、商工費のほうになりますけれども、28ページの商工費、一番上のところ、事業番号02の観光施設整備事業費ということで、歳出側では、森林資源を活用した観光振興森林整備事業委託増ということで今回700万円の増をさせていただいております。こちらにつきましては当初予算で200万円の計上をしております、ここで700万円の増額をさせていただいたということで、合計では900万円の事業費ということになります。こちらにつきましては、むかし道の梅久保中山線、昨年度30年度に伐採をした場所になりまして、そこに今回は植樹ということで、ヤマザクラを350本、モミジを350本、ミツバツツジを100本ということで、合計で800本の植樹をさせていただく予定でございます。また、今までの部分のところの植栽をした場所についての補植もあわせて行います。むかし道と本仁田の山頂も伐採をした箇所がございますので、そちらについての補植と、あと、下刈りを今回はやらせていただきたいということで、今年度につきましては伐採は予定しておらずに、植栽と下刈りと補植という形で予定をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 質問事項が歳出のほう詳しい場合には、できれば歳出でしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第69号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第69号の歳出の質疑を行います。5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

12 ページの公有財産購入費約 2,750 万円なんですけど、ここら辺の詳しい状況とか、なぜこういうふうになったのか、詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、小峰議員さんの質問にお答え申し上げます。

予算書のほうの12ページになります財産管理費の中の節17の公有財産購入費2,759万円でございます。こちらの経緯等、詳しい内容というご質問でございます。

青梅信用金庫奥多摩支店でございますけれども、かねてから奥多摩の地になじんでおりまして、長いこと経営を続けてきていただいております。現在の奥多摩支店が昭和56年の建築ということでございますので、それだけ見てももう三十数年という状況でございます。

町のほうに、昨年の春先からですけれども、本店のほうの理事さんを通して、1度打診がございました。先ほど説明の中でも若干申し上げましたけれども、奥多摩支店につきましては、利用者は個人の方が非常に多いということで、かつてはりそな銀行等もありましたけれども、そういうところも撤退したという中で、お年寄りの年金の受け取りとか含めて、個人的にはかなり活用はされているという状況なんですけど、先ほども申し上げました中で、どうしてもほかの支店と比べますと、いわゆる企業等への融資がやはり弱いということで、青梅信用金庫の中の全体的な経営の効率化を図るという方針の中で、今後、奥多摩支店が存続していくためには、いわゆるちょっと言い方が適切かわかりませんが、いわゆる切れるところは切っていくといいますか、資産で余り余計なものを持たないとか、そういうことも求められているということでご相談がありました。

その中で話が持ち上がってきたのが、町のほうで資産である建物と土地の部分を購入いただけないかというお話です。ただ、先ほども申し上げましたけれども、あくまでも所有者が町ということになりますけれども、金庫の営業自体につきましては基本的に今までどおり続けていくということでございます。今は建物とかそういう物件のお話させていただきましたけれども、現実的には、昨年の早い時期だったと思うんですけど、営業職員の方も、もともと少ない4名体制だったらしいんですけど、そこも1名減らして3名とかそういうことになって、どんどん経営改善、効率化が求められたということで、町としても協力できる部分がないかということで、庁内でも理事者含めて検討させていただきました。

今回、一般質問の中でもいろいろ店舗の話というのは、閉店が相次ぐというようなこと

もありますけれども、公的機関がどこまで支援を差し伸べるかという部分の是非というのはあろうかと思えますけれども、どうしても金融機関、青信がもし撤退等されてしまいますと、氷川地区には農協のATM、あるいは郵便局しか残らないということになります。あとはJAの古里支店という形になって、ますます住民、あるいは事業者の利便性が損なわれるというようなこともございますので、予算としては2,700万円を超える大きい買い物ではございますけれども、ここにつきましても不動産鑑定をして、これは青信側でやっていただきました。町の評価額よりも数百万安かったということもありまして、価格の検討もした上で、将来的な部分を見込んでこのような予算を乗せさせていただきますして購入に至ったというような経緯でございます。ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 4番、清水明議員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

今の関連でございます。用地等の買収費ということで、土地建物ということなんですけれども、あの建物は金融機関の建物ということで、かなり金庫等がしっかりしたものが中にあると思うんですけど、そういった将来的な解体のときの費用とか、そういったものは考慮はされていますでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、清水議員さんからのご質問にお答えいたします。

ただいまの小峰議員の質問に関連するということで、青梅信用金庫の部分でございます。

今回、土地建物を町で購入ということでございまして、おっしゃるとおり、金庫等ありますので、頑強な建物にはなっているという状況です。今回、いわゆる動産と申しますか、中の設備部分等については、そのまま信用金庫さんのほうの持ち物ということで、いわゆるいろいろなセコムとかもそうですけれども、ランニングコストの部分は金庫さん側でそのまま使用は委託契約等はしていただくというような形になっています。

将来的にどういうふうを考えているかということですが、これも今後、予算通していただいた後に契約ということになってきます。基本的に、残地物の部分についてということになりますけれども、その辺については、基本的に状況にもよるんですが、それを相手側で壊すかどうかということも含めて、基本はこちらで引き取っていくような形になるかとは思いますが、最終的には。実際、今回のところで自家発電の機械というのを数年前に新しくしたということで、当初はそういう動産部分を全部購入していただけないかという話があったんですが、そこについてはいわゆる営業にかかわる、いわゆる底地と箱物の部分以外はすべてそこについては青梅信用金庫さんで今後も管理等はお願いしたいという

ことで、ある程度区分けをさせていただきました。なので、今回買わないんですけれども、将来的にはそこだけ解体費の例えば負担金を求めるかというところは若干、協議の余地はあろうかと思えますけれども、なかなか現実的には難しいのではないかなということがございます。というのは、先ほど不動産鑑定の方ははしていただきましたけれども、基本的に、なかなか経営が厳しいという中で、青梅信用金庫の側にしましても、なかなか予算と申しますか、支出の捻出が難しいというようなこともありまして、将来の約束がどこまでできるかという部分もあるようなんですけれども、その辺は逆に言いますと、先ほど申し上げたように、住民、あるいは事業者さんの利便性の部分と公的機関の責任がどこまで負うかということもありますけれども、その辺、勘案しながらということで、現状としては最終的には町で引き取らざるを得ないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 7番、宮野亨議員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

同じ、12 ページの中段、企画費です。委託料で新庁舎建設調査業務委託とあるんですけど、これはまだスタートしていないのか、少しはスタートしたのか、また、候補地等、それで一番の重点的な考え方として、安全を確保するための一番いい理想の地を探すのか、スタートラインに立っているのか、もう始まっていることなのかをちょっと聞きたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、宮野議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

12 ページでございます。企画費というところで、委託料 50 万円ということで新庁舎建設調査業務委託ということで計上させていただいております。今ご質問の趣旨の中では、この部分についてスタートしているのかどうか、また、土地等ある程度候補等あるのかというようなお話であったかと思えます。こちらにつきましては、ここで予算を計上させていただいておりますので、この業務委託に関しましては予算通過後にスタートすることがまず 1 点でございます。

ただ、現実的にはかねてから一般質問等でもいただいておりますように、新庁舎の建設の考え方等、町長からもご答弁申し上げているところでございますので、内々としましては庁舎建設基金への積み立てでありますとか、内部事務レベルでの検討は始まっているということは事実であろうかと思えます。

ただし、その候補地につきましては、当然安全でなければいけないということで、昨今の全国的な災害等も発生しておりますので、かつ奥多摩のように平たんな土地が非常に少ないということで、正直なところ、例えば、あくまでも役場側のほうでこの辺がどうだろうという話が出て、今、いろいろ書類だとか権利関係とか、実は調べているところなんですけど、まだ確定的にここがいいんじゃないかというところがまだ当然申し上げる段階にございません。また、そういうお話、仮に出てきますと、場合によりますと、近隣の個人の住宅さんの影響とかもありまして、役場が勝手に決めたんじゃないかという話も先走ってしまうといういろいろな方にご迷惑もおかけすることになりますので、内部的にはさまざまな検討をさせていただいておりますけれども、それはまだあくまでも事務レベルということですので、まだちょっと外に出すような状況ではありませんし、今回の業務委託につきましても、ちょっと土地のこともまだ何とも言えないんですけれども、基本的に役場の建物を建てるのに、例えば1人の職員の事務室のスペースの面積とか、いろいろ建物の基準なんていうのも出てくるようでございます。私どももなかなか技術職員も少ないところでございますので、どうしてもそういうところが事務職員のほうでは分かり切れないという部分もありますので、そういう基礎的な部分をまずはちょっと抑えて、その上で、例えば職員数がこれだけ要るとか、あるいは今後、防災の面で住民の避難場所、あるいは備蓄倉庫であるとか、そういった必要なものとかを入れていったときに、一体どのぐらいの面積になるのか、建坪がどのくらいだとか、あるいは駐車場はこのくらい要るのに、敷地がどのくらい必要かというものをまずは出していかないといけないのかなというところで、ちょっと候補地がはっきり絞れてはいないんですけれども、まずはそういうところの手始めにというところの委託でございますので、現状としては、そのような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 1番、木村圭議員。

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

同じく12ページの財産管理費の委託料の一番下に寄付物件分筆測量委託、これの具体的な場所ですとか、広さ等、教えてください。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1番、木村議員さんのご質問にお答え申し上げます。

同じく12ページでございます。財産管理費の中の13委託料、この中の最後の項目、寄付物件分筆測量委託141万9,000円のご質問でございます。こちらにつきましては、境宇水根1,131番地1ということで、具体的に申しますと、国道から水根の集落のほうへ向か

ってということで、インディゴブルーがありますけれども、いわゆる手前がヘアピンカーブになっています。そのさらにちょっと手前にお墓があつて、周りにモミの木が植わっているちょっと山林があるんですけれども、その土地なんですけれども、寄付ということで、そのただいま申し上げた1,131番地の1自体は、面積が登記でいくと3,580平方メートルということで非常に大きいんですね。ただ、今回、予算に乘せさせていただいておりますように、分筆測量ということで、所有者の希望は、いわゆる道路部分から、道路部分というのは、インディゴブルーに向かう道路から上の部分ということなんです。実際は下の国道までずっとくっついてるような縦長の土地なんですけれども、その上部部分を寄付したいということでございます。その先ほど申し上げたお墓の部分はまた別の方の持ち主であつたりということで、いろいろ登記所関係も確認したんですが、やっぱり全体を一度測量してくださいという話が出てきてしましまして、なかなか書類上でというわけにはいかないというご返事をいただいたものですから、今回、この金額でもちまして測量の委託をさせていただくというものであります。

また、こちらにつきましては町としましても、ちょっとモミの木の部分とかも大分枝が落ちたりとかそういうこともあつて、かなり伸び過ぎちゃっているという部分もあつて、正直なところ、持ち主の方も非常に困っているというような状況でありますので、近くに町の管理施設等もありますので、その辺も含めて町のほうで今回は対応させていただくということで、それに伴う委託予算でございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

先ほどの青信さんの回答を受けて、もうちょっとお聞きしたいんですけど、青信さん自体がやっぱり企業努力が少し足りないんじゃないかなという気がするんですけど、その点はどうなんでしょう。

それから、これだけのお金を出して施設を買って、何年かたったらまた調子が悪くなったから撤退しますなんていうことはないんですよ。そこら辺の見通しはどうか。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、小峰議員さんのご質問にお答え申し上げます。

青梅信用金庫の関連でございます。1点目のほうは、町としても大きな予算を計上しまして購入するというところでございますので、それに対して金庫側の企業努力がどうなのかということと、もう一点が、しばらくして撤退してしまうんじゃないかというようなお話

の内容かと思えます。

最初の1点目の企業努力という部分でございますけれども、私どもが今、相対でお話しさせていただいている部分が奥多摩支店の部分ということで、ただ、話の行っている先は青梅のほうの本店の本部の方とずっとしてきたという中で、非常に企業努力しているのかどうかというのを私どもで簡単に判断できる部分ではないんですけれども、ただ、ちょっと繰り返しのご答弁になってしまうかもしれませんが、どうしても町としても撤退されてしまうと困るという部分は、やっぱり大氷川地区、人口も多いことでもありまして、また、公共施設もあったり、事業者さんもあるということで、やっぱりその部分はよく酌み取ってやらないといけないのかなというふうに考えているところです。

先ほど申し上げましたように、青梅信用金庫のほうとしても、いわゆる人員削減を図ったりということで、企業努力をしていないということではないと思います。今、どこの企業さんでもそうだと思うんですけども、特に金融機関ですと、金利が国の政策もありますけれども、非常に低いということもあって、なおかつ奥多摩の場合ですと、企業が少ないので融資が少ないということで、そういった部分の収入が非常に厳しいという話が冒頭させていただいたと思うんですけども、そういう中で、どうやったら残っていくかという中の一つとして、今回の町の購入という部分がありますので、青梅信用金庫さんも望んで撤退するということでは決してないというお話であります。この辺につきましては、現在の理事長さん等も奥多摩に関係のある、ゆかりのある方でもありますし、その辺はお話をいただいております。

また、将来的な部分でどうなんだというお話もいただきました。これはあくまでもまだ青梅信用金庫側の希望的な部分ということのお話でございますけれども、先ほど新庁舎のご質問をいただいたところでございますけれども、将来的に町が庁舎を建て直すのであれば、その中に店舗を組み入れてくれないかというようなお話もいただいているところです。これについては、まだ町がどこに建てるかということも全然まだ決まっていませんし、いつになるかということもないのでということで、はっきりしたお答えはさせていただいておりませんが、そういった点からも、青梅信用金庫として、いわゆる自分の持ち物がなくなったから、さっさと撤退できるという状況とは私ども考えておりません。というのは、今申し上げたように、将来的に庁舎ができればその中で業務を続けていきたいという意向も聞いておりますので、今回、契約も結ばせていただいて、この後は賃貸借契約ということでやっていただきますので、その更新時期も見ながらということですが、基本的にはこの先も残っていただいて、町民のために営業を続けていただきたいという中

で、町としても必要な努力をさせていただきたいと思いますので、ご理解のほうよろしく
お願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 9番、原島幸次議員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

今の質問の続きなんで、申しわけございませんが、蒸し返すようで。賃貸でお貸しする
ような形になると思いますので、その場合において、今までの指定管理者みたいにしてや
るのか、別の契約で、指定管理者の契約ではなくて、専門の契約書でやるのか。信用金庫
の場合、信用金庫法があったり、金融機関としての役割、あるいはお店出す場合、あるい
は廃店する場合は、大蔵省、今は金融庁の認可が必要になっておりますので、新店舗、廃
店舗は非常に簡単にはできないと思います。その関係で、金融機関として長くいていただ
かなければいけないんですが、契約方法もどのような形でこれから進んでいかれるのか、
またひとつ教えていただければありがたいなど。よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9番、原島議員さんのご質問にお答え申し上げます。

青梅信用金庫、今後の営業の形態、町との契約状況ということでございますけれども、
指定管理施設の今お話がちょっと出たところなんですけれども、町としては指定管理施設と
いうことは考えておりません。あくまでも普通財産を貸し付けるという形を考えておりま
すので、一般的な土地建物の賃貸借契約書に基づいて営業を続けていただくというような
ことを考えております。

その後も、土地等もすべて町のものになるんですが、駐車場なども、だからといって町
が専有で確保しちゃうとかいうことではなくて、この辺も地域の自治会、あるいは関連団
体とのいろいろな催しものに使っていただいたりというのもありますので、そこも信用金
庫さん側のスタンスでやっていただいて結構ですというようなお話で今進めております。

今お話の中にもありました信用金庫法の話もありました。いろいろな賃貸借の金額につ
きましても、そこで公益的などということもその法律の中にうたわれておりますので、月額
で今1万7,643円という形で、非常に安いというふうにとられてしまうかもしれませんが、
これも基本的に行政財産使用料の計算式に基づいて当てはめて、町の中でも財産価格
審議会等の審査を経た上でということを決めさせていただいておりますので、その形で進
めさせていただきたいと思っております。

また、賃貸借の期間につきましては、基本的にまずは5年間ということを進めさせてい
ただこうというふうを考えております。これについては、新庁舎の建設がどういうタイミ

ングで、どういうふうに現実化してくるか、何ともわからない中で、単純には10年とか、20年ということもあろうかと思えますけれども、ただ、それは何とも言えないという中で、こまめに逆に言えば、連携をとりながらやらせていただきたいということで、5年間ということで現状は契約の内容を考えているところでございます。

雑駁でございますけれども、以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 4番、清水明議員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

やはりちょっと関連で、追加で質問させていただきます。先ほど新庁舎へ青信さんの店舗を希望されているというお話がございました。1つには、指定金融機関の関係があるかと思うんですけども、そちらのほうを希望されているのかなという印象を受けましたのと、もしそうだとすると、現状で今の指定金融機関は青信さんですが、経営体力的に青信さんがちょっと劣っているのかなという印象を受けているんですけども、その2点について。そこまで話が進んでいなければ、それで結構です。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、清水議員さんのご質問にお答え申し上げます。

新庁舎への移転を将来的には希望しているというお話をさせていただきました。具体的にいつという話にはできない状況ではございます。その中で、指定金融を希望しているのかというお話でございますけれども、これについては決してそういうことではないと。JAのいわゆる農業協同組合と青梅信用金庫では、いわゆる監督官庁も異なるということですので、例えば青梅市役所の中には、人はいないかもしれないですけども、ATMは複数の銀行、あるいは信用金庫、農協等のものが入っていますので、決してその指定金融でなくとも庁舎の中には幾つかの金融機関が入っても問題はないというような話はいただいております。

したがって、経営体力の部分で下がるのではないかとということで、ちょっとその辺は調べてないので何とも言えませんけれども、現状としてはその新庁舎に入りたいという希望のお話の中では、指定金融を担いたいというようなお話は出ておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 15 分から再開いたします。

午後 1 時 58 分休憩

午後 2 時 14 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 69 号、一般会計補正予算の歳出の質疑を続けます。質疑お願いいたします。ありませんか。5 番、小峰陽一議員。

○5 番（小峰 陽一君） 小峰です。

青信さんの件なんですけど、これで最後にしますけど、私としても奥多摩町に、特に冰川にあるというのが非常に利便性がよくて助かるんですけども、やはり町がこれだけ犠牲を払って存続に力を入れているというところをよくわかっていただくことと、やはり 10 年後なり 15 年後までちゃんと奥多摩のために頑張ってもらおうということをお願いして、質問を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 青信に関しましては、今いろんなご意見をいただきました。企画財政課長のほうからは、正直に交渉経過を話したようでございますけれども、私が確認して、自ら判断した方向としては、皆様が心配しているようなことと同じように、地域に医療機関が残ってもらいたい、そのためには、町として、あるいは住民が利用する側としてのメリット、あるいは小さな金融機関が合併をしましたから、そういう部分でそれぞれの企業の内容といたしますか、そういう点で、正直にいろんな話が出てきたというふうなことも理解しております。

しかし、最終的に私が確認して、この問題に判断をさせていただきましたのは、皆様方が心配するようなことはなくやっていきたい。特に、青信については駐車場の問題等々含めて、青信の利用者だけではなくて、買い物、あるいは祭礼のときの利用等含めてやっていただき、地域の金融機関として青信の基本的な理念である、のめっこい青信をやっていくということでもありますから、私はそのように理解しております、それと同時に、1 等地でございますから、1 等地を町が確保することによって、その問題が解決できるのかなというふうに思ったところでございます。

いずれにいたしましても、個々のいろんな細かいところは議論がありましたけれども、大枠的には地域のために、あるいは地域の住民のために、青信さんが今後とも営業を続けていただく、そのための若干の内部の努力をしていきたいという部分と、私どもがあそこ

の1等地を確保することによって、地域の皆さん、あるいは金融機関が残っていただけるという感触を得たものですから、最終的に判断をさせていただきましたので、そのようにご理解をいただければありがたいというふうに思います。

これは、時代が流れて5年、10年たったときにどうするかという問題が起こりますかもしれませんが、今の私の気持ちとしては、それを起こさせない、また、皆さんが心配しているようなことが起こらないようにすることが私の仕事だというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。8番、高橋邦男議員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

28 ページをお願いします。商工費の観光費なんですけども、一番上のほうなんですけど、補正予算とはちょっと直接は関係ないかもしれませんが、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。一番上の委託料の3つ目、観光案内看板設置調査等業務委託のところなんですけども、ある人からちょっとお聞きした話なんですけど、海沢の三ツ釜の滝へ行く道があると思います。南岸道路、城山トンネルの手前から右へ入る、アメリカキャンプ場のほうへ行く道なんですけども、アメリカキャンプ場の看板、それから霊園の看板は大きいのが立っているんですけど、三ツ釜へ向かう看板がないという観光客の方のお話を聞いたというお話を聞いたんですよ。確かにその奥は結構狭い道で、もしかしたら道間違ったんじゃないかなというような感じで、その方は三ツ釜の滝までは行かなかったようなんです。ということで、町のほうでも観光力入れていて、観光案内板、いろんなところに設置していると思うんですけど、もう一度、その辺を洗い出していただいて、特にハイキングコースで結構人気あるところなんですけど、もう一度その辺の細かいところ、そういう部分のサービスというのも今後お願いしたいなと思います。特に答弁はどちらでも結構です。

○議長（師岡 伸公君） ご意見、要望としてよろしいですか。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8番、高橋議員からの看板の件のご意見いただきました。ありがとうございます。

今、看板のほうお話があったとおり、観光産業課のほうにも見づらいというような、あと老朽化しているというようなお話を受けています。今年度、観光案内看板の設置、むかし道を始めとして実施をしていくつもりでおります。また、都の環境局のほうでも矢羽根看板も含めて設置をしていただいておりますが、先日、多摩環境事務所のほうにも東京都が設置している看板について、老朽化しているものについては写真を撮って、再設置をしてほしいということで要望も出しております。これから看板のほうも見やすい看板を作成

していけるように力を入れていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 3番、澤本幹男議員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

22 ページ、古里診療所事業費の関係ですけど、10月1日から再開ということで、本当にありがとうございます。工事のほうの内装工事が増ということですけど、これでほかに直すとか、そういうことなく、10月1日からオープンという形で解釈してよろしいんですか。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど一般会計のほうの補正予算で、施設内附帯工事の追加という部分も載せさせていただきました。まだまだちょっとここで、従業員さんも決まりまして、今、いろいろ動いているところなんですけれど、機器の調整とか、あと施錠の関係、あと、入り口の看板は、道路わきの看板等設置しているんですが、この後も幾つか看板の計画というか、お話もあります。また、あと空調等の工事もまだかかってくる部分もありますが、何とか10月1日開設を目指して頑張っているところでございます。

そういった意味もありまして、また、10月以降もそういった工事費がなくなると対処できないものですから、そういったことで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

看板関連の質問です。先ほどの28ページの観光案内看板の設置調査等業務委託費減のところ、先ほど立教大のゼミ生の方が、むかし道の看板作成をやってくれたというお話ですが、ちょっと詳しい、どのような看板であるとか、どの辺につくとかというのと、あと、むかし道のところに移住してこられた方が「茶屋榊」というお店をやってくださっていますけども、その入り口のところに、国道からむかし道の入り口のところに看板をつけたいというふうな話をしたら、それはできないというふうに町のほうに言われたというふうなことをおっしゃってまして、それも含めて本当にできないのかとかというところと、あともう一点、今、古里診のお話出ましたけれども、住民の方から以前と同じように送迎をやってくれよという話をしたら、小丹波の方では送迎をやってくれなかったそうなんです。

すね。小丹波の方でも足が悪くてなかなか上のほうの方なんかは行けないので、ぜひ今まで回らなかったところも回ってほしいという要望もありましたので、ぜひそういうところも、ちょっと予算に関係ないかもしれないですけど、伝えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、大澤議員からのご質問にお答えいたします。

観光案内看板の設置調査等業務委託の減ということで、先ほど説明をさせていただきましたが、立教大学とのかかわりという部分で説明させていただきたいと思います。この件につきましては当初、町のほうでもむかし道の観光案内看板が古くなっているというようなところと、設置場所について見直しを行う必要があるというような状況から計画は進めておりました。そのときに立教大学の観光学部の方、たまたま観光案内所のほうにアルバイトにいられていた方がいらっしゃって、そんな中で、ゼミの活動の一環で卒論の題材というようなところ、何か奥多摩町のほうに協力できるようなことがないかというようなお話があったことから、それでは、みんなでむかし道を歩いていただいて、どういうところに看板をつけたほうが効果的に、皆さんが安全に歩けるのかということと、どんな看板をつけたらいいのかということとでゼミの一環で、むかし道を歩いていただいて、ご提案をいただいたということになります。なかなか木の看板もいいんですけども、やはりかなり老朽化してしまうというようなところで、ご提案いただいたのは木ではなくて、耐久性のあるような案内板ということでご案内いただきながら、「わさびー」を入れながら看板をつくったらどうかというご提案をいただいているところでございます。そういうところを含めて、町のほうで再度確認をさせていただいて、立教大学のゼミの方が考えていただいたことに沿うような形でちょっと考えていければと考えております。

また、個人の、むかし道の経営されている方の看板のお話ございましたけれども、こちらにつきましても、個人の方のお店の看板を町の経費でつけるのはなかなかちょっと難しいかなと。例えば地域の集合体の商店街みたいなものに看板をつけさせていただいて、地域全体をご案内するというようなものにつきましては検討の余地はあろうかなと。使用料をどうするのかとか、そのあたりはまだ全然わかりませんが、一個人の方の事業所の方の看板をつけるというのはなかなかちょっと難しいものではないかと考えているところでございます。

以上、2つのご質問のご回答とさせていただきますので、ご理解いただければと思います。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 2番、大澤由香里議員の質問にお答えさせていただきます。

古里診療所の送迎の関係でございますが、予定では9ルートに分かれまして送迎を計画しております。医師によりますと、一番気にしているのが、離れていった患者さんが戻ってくるのかなという部分がございますので、一人でも多くの患者さんにご利用していただけるようにお話ししたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、小丹波といいましても広うございますので、その辺のところを私のほうからお話ししまして検討していきたいと思っております。

ルートにつきましては、以前、皆川先生のときに採用した方をそのまま採用したということで、わかっている部分でコースを設定した部分もあろうかと思っております。そういった新しい部分につきましてご説明しまして、新しいルートというか、状況を見ながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 2番、大澤議員。

○2番（大澤由香里君） ありがとうございます。看板についてなんですけども、勝手につけばみたいなことも言われたみたいなことを言われていましたので、勝手につけていいものなのかどうか、その辺ご答弁お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、大澤議員からのご質問にお答えさせていただきます。

ちょっと勝手につけたらというような発言があったかどうかというところは、ちょっと申しわけありません、把握しておりませんので、この場では回答を控えさせていただきたいと思っております。

ただ、看板の設置については所有者の問題がございますので、その部分をしっかりとしなければ、勝手につけていいという判断はとれないかなと思っております。仮に、町有地の部分で、つけさせてほしいというようなことであれば、使用料の問題等があろうかと思っておりますが、そこは検討させていただく余地はあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 今の看板の設置場所の件でちょっと補足的にお話をさ

せていただきたいと思います。国道やら、都道やら、町道やら、いろんな看板が実際に
いているという状況があるかと思ひます。道路区域内に個人の方が看板を設置されたい
という希望がある場合は、道路管理者のほうに専用手続という手続をとっていただきまし
て、事業者の場合は有料ということになるかと思ひますが、手続をとっていただいて、
交通に支障がなく、安全が確保されるということが確認できるものであれば、個人の方が
道路区域内に看板を設置することもできますので、申し添えさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） ぜひその方に今のことをじっくりと説明していただければあり
がたいと思ひます。

ほかに質疑ありませんか。8番、高橋邦男議員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

30 ページお願いします。土木費のところなんですけども、住宅建設事業費、公有財産
購入費のところ、若者住宅建設を頭に置いて土地を購入ということなんですけど、丹三郎
と小丹波、この小丹波の竹ノ平というのは具体的にどの辺なのかがちょっとわからないん
で、1つその辺の説明と、それからもう一つ、昨日、小丹波地内で若者住宅の建設の契約
案件が出て採決されていると思ひますけども、多分、造成に結構なお金がかかっている
と思ひますね。ですから、これから先、若者住宅の土地を購入ということもあると思ひ
ますけども、造成するのにやっぱり多額の費用を要するような、土地が軟弱なようなと
ころを、地質調査しなきゃわかんないんだと思ひますけども、購入する際にその辺ま
で考えて購入しているのかどうかというその2点、ちょっとお願いしたいと思ひます。

○議長（師岡 伸公君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 8番、高橋議員のご質問にお答えします。

2点のご質問があったかと思ひます。30 ページの住宅建設費の01住宅建設事業費の公
有財産購入費のご質問でございます。

まず、1点目のこちらの位置でございますけれども、現在分譲している小丹波の竹ノ平
の分譲地の上部に当たりまして、師岡議長の、場所という斜め下の部分の町有地という
場所となります。小丹波の非常に日当たりのいい場所で、学校、保育園、文化会館、子
ども家庭支援センターにすべて5分圏内で行ける位置ということで、若者定住対策事業の用
地としては適しているというふうに考えております。

次に、2点目の造成の部分の考え方でございますが、こちらについてまず考え方とい
まして、町の若者定住を推進するに当たって幾つかの手法をとっております。まず1つ
は、用地を買収する場合、2つ目が寄付物件として受け付ける場合、この2つの用地の考

え方がございます。今回は買収ということでございますので、当然、税金を使って土地を購入するということですので、当然まず立地場所、これは現地のほうを確認します。それと、接道状況、こちらについても道路の購入と違いまして、定住促進用の住宅の購入につきましては、道路の面しているものによって金額も変えて購入しております。これは当然、将来的に分譲地ですとか、町営若者住宅というような形で活用を図る上で非常に重要でございますので、そのようなことはすべて購入する前に調査はしております。一番のポイントといたしましては、購入する案件というのは、第5期長期総合計画の基本構想にあります若者定住促進ゾーンということで、町営若者住宅分譲地というのは、5駅を中心に利便性のよいところに設置していくというのが第5期長期総合計画の10年間で計画されているものになっておりますので、その基本的な部分を踏まえて購入をしていくということで考えておりますので、ただ、軟弱地盤につきましては、購入する前に地盤調査等というのはなかなかできませんので、その部分についてはやはり購入後に地盤調査をして、建物を建てるというような形になります。

それとまた、今、特に注意しているのが、購入する場合に当たっては、去る6月28日に土砂災害特別警戒区域というのが指定されましたので、そちらについては、今ホームページで公表されている部分と、内部資料ということで重ね図等いただいておりますので、必ずその部分を確認して購入するような形にしております。その部分が今後、確認しないで購入してしまいますと、その後に多額の費用がかかってしまうというようなこともございますので、今のポイントとしては、さらに土砂災害特別警戒区域の部分も踏まえて事前に調査をして購入しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第69号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第69号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第69号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 69 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 70 号の質疑を終結します。

次に、議案第 70 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 70 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 70 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 71 号の質疑を終結します。

次に、議案第 71 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 4 議案第 71 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 71 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 72 号の質疑を終結します。

次に、議案第 72 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第72号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第72号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第73号の質疑を終結します。

次に、議案第73号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第73号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第73号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号の質疑を行います。質疑ありますか。3番、澤本幹男議員。

○3番(澤本 幹男君) 3番、澤本です。

9ページなんですけど、地域支援事業費なんかで配食サービスとか増と、いろんなものが増えてると思うんですけど、現状いっぱい断っているのか、それともまだ余裕があるのか、その見込みとか、現状わかるんでしたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長(師岡 伸公君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊池 良君) 3番、澤本幹男議員の質問にお答えいたします。

配食サービス等増えているかということなんですけど、前年度より配食サービスにつきましては3.1%増加しております。

なお、現在、希望しても配食してもらえないのかというのは、そちらのほうは直接社会福祉協議会で委託してやっているものですから、そちらのほうにちょっと相談してみたいと

思うんですが、町内でボランティアさんが配食しているものですから、その辺のほう確認させていたきたいと思います。

特に断るということは今まではなく、サービスをさせていただいております。また、在宅のサービスが減ってきまして、施設入所が増えているというのが今の現状です。そういったことで増額等をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 74 号の質疑を終結します。

次に、議案第 74 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 74 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 74 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 75 号の質疑を終結します。

次に、議案第 75 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 75 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 75 号については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月13日となっておりますので、明日9月12日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、明日9月12日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、9月13日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時43分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員